

議事要旨(2) 無形資産専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長（専門委員長）及び豊田主任研究員より、仕掛研究開発の資産計上に係る「企業結合に関する会計基準（案）」及び同適用指針案の文案について、専門委員会での検討状況の説明がなされた後、委員から次のような発言があった。

（識別可能な無形資産）

- ・ 検討中の文案では、取得した資産に法律上の権利又は分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、識別可能な無形資産として原則資産計上を求めることとし、当該無形資産の計上が求められるケースの例として、「当該無形資産の取得が、企業結合の目的の1つとされていた場合等、その無形資産が企業結合における対価計算の基礎に含められていた場合には、当該無形資産の計上が求められることになる」旨を記載している。しかしながら、対価計算の基礎に含められていた場合であっても、他の資産と一体としてしか分離譲渡できない無形資産もあり得る。文案の記載では、こうした無形資産についても、資産計上が求められるかのように解釈されるおそれがあるため、この記載を削除すべきではないか。

⇒この点について、事務局より、この記載の趣旨は、識別可能なものであれば、企業結合における対価計算の基礎に含められていなかった無形資産であっても、資産計上が求められることとなり、財務諸表作成者に過度の負担を強いるおそれがあるのではないかという意見に配慮したものであることが説明された。

（分離して譲渡可能なものの例）

- ・ 検討中の文案では、分離して譲渡可能なものの例として、従来の企業結合適用指針の記載を踏襲し、「顧客リスト（法律や契約により譲渡等が禁じられている場合を除く）、特許で保護されていない技術、データベースなど」を記載している。しかし、従来の「取得した資産に、・・・無形資産が含まれる場合には、取得原価を当該無形資産に配分することができる。」という「できる」規定についての見直しが提案されており、この結果、例示されているものが全て識別可能である限り、原則として資産計上するということになると、実務に多大な影響があるものと考えられる。我が国に IFRS や米国会計基準のような包括的な無形資産の基準がないことも踏まえ、分離して譲渡可能なものの例示は、今回の改正にあたって再検討すべきではないか。

以上